

2021年6月21日

各位

小野薬品健康保険組合

## 被扶養者が医療職としてワクチン接種に従事した際の収入増加について

健保組合では、ご家族の加入時や被扶養者現況調査（加入条件を満たしているか毎年8月に確認しています）の際に、過去の収入、現時点の収入、将来の収入見込みなどを確認のうえ、今後1年間の収入を見込んで、認定可否の判断を行っています。

一方、現在、国・自治体・職域などで実施している新型コロナウイルスワクチン接種については、特別に期間限定的に行われていることや、ワクチン接種業務に従事する医療職確保が喫緊の課題となっていることを踏まえて、厚生労働省から、「被扶養者が医療職としてワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、特例として、健保組合の収入確認の際には収入に算定しない」旨の通知がありましたので、お知らせします。

自治体や職域での接種業務に従事されている、または現在検討中の被扶養者（医療職に限る）の皆さま、一時的な収入増加は配慮させていただきますので、安心してワクチン接種にご協力のほどお願いします。

※詳細はこちら

2021年6月4日厚生労働省保険局保険課長通知、FAQ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788751.pdf>

※特例の取り扱いの対象について（詳細は通知、FAQをご覧ください）

- ・対象者：ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士または救急救命士）
- ・対象となる業務：医療機関やワクチン接種会場で、ワクチン接種、予診、ワクチンの調整、接種後の観察など医療職として従事した業務 ×受付業務については特例の対象外
- ・対象となる収入：高齢者向けのワクチン接種が始まった2021年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

★総収入額からワクチン接種による収入額を控除した額を収入額とするため、ワクチン接種に従事した被扶養者を加入申請する際は「申立書」の提出をお願いします。

お問い合わせは、健保組合（担当久野）まで（06-6222-5665 [m.hisano@ono.co.jp](mailto:m.hisano@ono.co.jp)）